みどり市人事行政の運営等の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及びみどり市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第30号)に基づき、みどり市人事行政の運営の公平性、透明性を目的として、市職員の給与、勤務時間、研修等の状況を公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用の状況

(平成30年度に実施した試験の平成31年4月1日の採用者)

職種	採用者数
一般行政職	11 人
専門職(保育士)	2 人
専門職(保健師)	3 人

(2)採用試験の状況

(平成30年度実施)

		\	1 /4/400 1 /2/2/2/2/
試験区分	申込者数	受験者数	合格者数
その他職員	151 人	142 人	16 人
採用試験の実施内容	第1次試験 面接試験 等 第3次試験 面接詞		一般教養試験 作文試験

(3)退職者の状況

(平成30年度)

				(1//41/04/
種 別	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
退職者数	4 人	1 人	9 人	14 人

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		区分	職	数数	対前年	主な増減理由
部	門		平成31年	平成30年	増減数	土 な 増 滅 垤 田
		議会	5	5	0	
		総務	82	86	\triangle 4	
	_	税務	28	28	0	
	般	民生	51	50	1	機構改革及び職員配置の見直し
चेट	行	衛生	25	24	1	
通	政	労働	0	0	0	
普通会計	部門	農水	21	19	2	
計	11	商工	21	17	4	<参考>
部門		土木	30	28	2	人口1,000人当たり職員数 5.2 人
L.2		計	263	257	6	
	ā	教育部門	83	83	0	機構改革及び職員配置の見直し
						<参考>
		小計	346	340	6	人口1,000人当たり職員数 6.8 人
公	水道		4	4	0	
会営 計企	下才	〈道	5	5	0	機構改革及び職員配置の見直し
部業	その		28	28	0	
門等		小 計	37	37	0	
	合	計	383	377	6	
			[445]	[445]	[-]	人口1,000人当たり職員数 7.6 人

⁽注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区	分	住民基本台帳人口	歳 出 額	Ę	実	質	収	支	人	件	費	人	件	費	率
		(30年度末)	A	١							В			В	/A
30年	度	人	千円]			7	戶円			千円				%
		50,526	18,484,552]	,026	,114		3,	030,23	39		16	.4	

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数	給		与	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	346	1,214,126	175,808	490,932	1,880,866	5,436

⁽注)1 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	
				(国ベース)	
一般行政職	40.4 歳	301,200 円	352,481 円	336,784 円	
技能労務職	52.1 歳	317,800 円	334,867 円	333,240 円	

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

区	分		経験年数10年		経験年数15年		経験年数20年	
一般行政職	大 学	卒	241,550	円	277,357	円	341,943	円
	高杉	交交	_	円	_	円	_	円
技能労務職	高核	交交	1	円	ı	円	-	円

(5) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区	分	みどり市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	185,700 円	180,700 円
	高 校 卒	153,000 円	151,900 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	150,700 円	147,500 円	146,000 円

² 職員数は、31年4月1日現在(普通会計)の人数である。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(31年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	主事、主事補	人 81	% 27.8
2	級	主任	人 35	% 12.0
3	級	主査	人 54	% 18.5
4	級	係長	人 41	% 14.0
5	級	課長補佐	人 42	% 14.4
6	級	課長	人 26	% 8.9
7	級	次長	人 7	% 2.4
8	級	部長	人 6	2.0

(7)職員手当の状況

①期末勤勉手当の支給割合

②時間外勤務手当の支給状況

(平成31年4月1日現在)

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.3	0.925	2.225
12月期	1.3	0.925	2.225
計	2.6	1.85	4.45

(普通会計決算)

区分	総支給額	職員1人当たり支給年額
30年度	43,172 千円	176 千円

③特殊勤務手当の支給状況

支給実績(30年度普通会計決算)	120 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度普通会計決算)	30 千円
手当の種類(平成31年4月1日現在)	4 種類

手当の名

称

感染症等防疫作業手当 行旅病人及び死亡人取扱手当 ボイラー等取扱業務手当及び危険物取扱手当 社会福祉業務手当

④扶養・住居・通勤手当の状況(平成31年4月1日現在)

区分	内 容		
	1. 配偶者	月額	6,500円(7級以下) 3,500円(8級)
扶養手当	2. 配偶者以外の扶養親族のうち子1人 父母等1人	月額 月額	10,000円 6,500円(7級以下)
	3. 16歳から22歳までの子を扶養	月額	3,500円(8級) 5,000円 加算
住居手当	1. 借家 家賃月額により、月額 ※みどり市在住の者に		
通勤手当	1. 交通機関利用者 運賃など相当額を支給(月額 2. 交通用具使用者 距離により月額 31,600円を降		を限度)

⑤退職手当の状況(平成31年4月1日現在)

区	分	自己都合	勧奨·定年
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
支給率	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
人和	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1人当たりの平均支給額		624 千円	22,200 千円

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

⑥特別職の報酬などの状況

(平成31年4月1日現在)

	区	2	分	給	料	月	額	等	期	末	手	当
給	市区	区町木	寸長			880,00	0	円				
料	副	市	長			730,00	0	円	6月期		2.20	
									12月期		2.20	
	議		長			430,00	0	円	計		4.40	
報	副	議	長			380,00	0	円	一般職は	こ準じ209	%の加算措施	置
酬	議		員			360,00	0	円				

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ~13時00分

(2)休暇の導入状況

年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働効率を図ることを目的とする休暇 年間20日
病気休暇	負傷又は疾病により治療を要する場合、医師の証明書により必要最低限与えら れる休暇 原則90日
特別休暇	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、忌引、夏期、被災、妊婦 の健康診査等
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等、負傷や疾病により日常生活を営むのに支 障があるものを介護する場合認められる休暇(無給)

(3)年次有給休暇の取得状況 (平成30年) 調査対象期間(H30.1.1~H30.12.31)

1人当たりの平均使用日数	9.3 目

4 職員の休業に関する状況

(1)休業の取得者数(平成30年度)

区分	男	女
修学部分休業	0 人	0 人
高齢者部分休業	0 人	0 人
自己啓発等休業	0 人	0 人
育児休業	0 人	8 人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことのできない場合を定め、公務能率の維持を目的として行う、職員に不利益な身分上の処分である

(1)分限処分の状況(平成30年度)

区 分	内 容	件数
免 職	職員の意に反して職を失わせる処分	0 件
休 職	職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分	0 件
降 任	現に有する職より、下位のものに任命する処分	0 件
降 給	現に受けている給料より低い額の給料に決定する処分	0 件

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない行為があった場合、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、職員に不利益を課す処分である

(2)懲戒処分の状況(平成30年度)

区 分	內容	件 数
戒 告	職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分	0 件
減 給	一定期間、給料の一定割合を減額して支給する処分	1 件
停 職	一定期間、職員を職務に従事させない処分	0 件
免 職	懲罰として公務員関係から排除する処分	0 件

6 職員の服務の状況

憲法第15条「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でない。」という規定を受け、地方公務員法第30条で職員の服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定し、地方公務員法第31条から第38条までに、服務に関する具体的規定を設けています

条 例	規 定	内容
31条	服務の宣誓	新たに職員となった者は、宣誓書に署名をしてからでなければ、そ の職務を行ってはならない
32条	法令及び上司の職務命 令にしたがう義務	職員は、職務を遂行するに当たり、法令、条例、規則等に従い、職務上の命令及び身分上の命令に従わなければならない
33条	信用失墜行為の禁止	公益の利益のために勤務するという職員の地位の特殊性に基づき、職員には一般国民以上に厳しい規範が規定され、公務全体の信用を損うことの防止措置がなされている
34条	秘密を守る義務	職員又は職員であった者が、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない
35条	職務専念義務	職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを、その職 務遂行のために用い、当地方公共団体がなすべき責を有する職 務にのみ従事しなければならない
36条	政治的行為の制限	職員は、全体の奉仕者であり、中立の立場で行政を執行する地位にあることから、一定の政治的行為を行うことが制限されている
37条	争議行為等の禁止	職員は、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない
38条	営利企業等従事制限	職員は、原則として営利企業等への従事が禁止される

●平成30年度における営利企業の従事状況

Ī	承認件数	内 訳
	3	みどり市学校給食運営運営委員会、みどり市青少年センター運営協議会、社会福祉法人理事

服務規程については、上記地方公務員法による他、みどり市職員服務規程(平成18年訓令第2 6条)に基づき、随時職員に対し服務規律の確保のための措置を実施しています

7 職員研修の状況

(1)研修の実施状況(平成30年度)

研修名	対象者	期間(日)	受講者数(人)	
新任職員研修(前期)	新採用職員	4	9	
新任職員研修(後期)	新採用職員	3.5	8	
初級職員研修(第1部)	入職3~5年目	1	26	
初級職員研修(第2部)	入職5~9年目	5	16	
主任職員研修	主任昇任後3年未満職員	4	22	
主査職員研修	主查昇任後3年未満職員	2	25	
新任係長職員研修	係長等昇任職員	0.3	10	
係長職員研修	係長等職員	2	54	
新任課長補佐職員研修	課長補佐等昇任職員	0.5	13	
課長補佐職員研修	課長補佐等職員	2	47	
課長補佐職員研修〈フィールドワーク〉	課長補佐等職員	1	36	
新任課長職員研修	課長等昇任職員	1	7	
課長職員研修	課長等職員	2	31	
新採用職員セミナー	新採用職員	1	9	
人事評価 評価者研修	評価者・サブ評価者	0.1	45	
市民サービス向上研修	所属推薦職員	1	32	
若手職員ステップアップ研修	若手職員及び任意受講者	0.2	92	
ステップアップ研修	新任課長補佐等職員及び係長等職員	0.5	67	
競艇事業研修	部長、次長及び課長等職員	0.3	37	
法制執務研修	所属推薦職員	2	28	
観光まちづくり研修	課長、課長補佐、係長及び任意受講者	0.2	112	
採用内定者窓口対応研修会	平成31年度新規採用職員	2	14	
採用内定者自宅研修	平成31年度新規採用職員	_	16	
採用内定者実地研修	平成31年度新規採用職員	_	3	

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)健康診断の実施状況(平成30年度)

種 別	受診者数	備考
職員健康診断	402	再任用職員・嘱託員・臨時職員を含む
人間・脳ドック	201	
胃ガン検診	0	
大腸ガン検診	21	
子宮ガン検診	0	
乳ガン検診	0	
歯周疾患検診	23	

(2)労働災害補償の状況(平成30年度)

区 分	件 数
公務災害	3
通勤災害	0
計	3

(3)その他福利厚生の状況(平成30年度)

人間ドック助成、団体生命共済への加入、スポーツ大会への助成等

(4)利益保護の状況(平成30年度)

区 分	内 容	件	数
勤務条件に関する措置要求	職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し公平 委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が 執られるべきことを要求することができる		0 件
	職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に行政不服審査法による不服申し立てをすることができる		0 件